

令和5年6月8日

各位

蕨市介護保険室

介護保険負担限度額認定証の更新手続きについて

「介護保険負担限度額認定証（**緑色**）」の有効期間（令和5年7月31日）が近付いております。

引き続き、介護保険負担限度額認定を希望する場合、別紙「介護保険負担限度額認定の申請について」等をご参照のうえ、下記のとおりご申請下さい（郵送可）。

【提出（提示）書類】

提出書類	確認事項
<input type="checkbox"/> 申請書（表面）	記入漏れがないかどうか
<input type="checkbox"/> 同意書（裏面）	記入漏れがないかどうか
<input type="checkbox"/> 預貯金等の添付書類（コピー）	写しに漏れがないかどうか 名義と残高の2ページ分あるか 本人と配偶者（いる方のみ）名義のものすべてあるか
<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類	①マイナンバーカード 又は ②マイナンバーが確認できるものと本人確認書類（顔写真ありの場合1種類、顔写真なしの場合2種類） ※やむを得ない理由により、申請書へマイナンバーを記載出来ない場合、本人確認書類及びマイナンバー確認書類の提出（提示）は不要です。 詳細は裏面をご参照ください。

【提出期限】

令和5年8月10日（木）

※書類不備の場合、返送いたします。

書類をよくご確認の上、期日に余裕をもってお手続きください。

【提出・お問い合わせ】

〒335-0004

埼玉県蕨市中央4-21-29

蕨市役所（仮庁舎）市民会館

4階 403室 介護保険室

TEL：048-433-7835

※郵送で申請される際は添付の返信用封筒記載の市役所旧住所宛にお送りいただいて問題

ありません。

【 マイナンバー確認書類について 】

社会保障・税番号制度により、申請書へ記載されたマイナンバーを確認するため、本人確認書類とマイナンバー確認書類の提出（提示）が必要となりました。

やむを得ず、マイナンバーを記載することが出来ない場合は、本人確認書類とマイナンバー確認書類の提出（提示）がなくとも、受付をしています（この場合、個人番号欄は空欄として下さい）。

※やむを得ず、マイナンバーが記載できない理由の例

- ①被保険者本人がマイナンバー記載を拒否している場合
- ②被保険者がマイナンバーカードを紛失し、再取得等も困難のため、マイナンバー記載ができない場合
- ③本人が認知症等で意思表示能力が低下しており、代理権の授与が困難である場合

【 留意事項（全般） 】

- ・更新後の「負担限度額認定証（**紫色**）」は、申請日の翌月末までを目途に、被保険者のご住所（送付先登録がある方は送付先）へお送りする予定です。
- ・送付する認定証は、**申請書と同じ色（紫色）**となります。
- ・更新後の「負担限度額認定証（**紫色**）」の有効期間は「8月1日から翌年7月31日まで」です。
- ・申請書や添付書類がすべて整った状態で、**8月31日まで（必着）**に申請が必要になります。9月1日以降に受け付けた申請に関しては、有効期間の開始が9月1日以降になり、1か月以上食費・居住費に関してすべて自費でご利用いただくことになることもございますので、予めご了承ください。
- ・継続して施設をご利用中の方は、特に期日に余裕をもってご提出ください。施設によっては、当市の提出期限よりも前（令和5年7月末までなど）に、更新後の負担限度額認定証の提示を求められる場合があります。必要に応じ施設の相談員にご確認いただき、お早目にお手続きください。
- ・ご提出前にいま一度、別紙「介護保険負担限度額認定の申請について」をご参照いただき、記載漏れ等にご留意ください。（書類不備の場合、返送・再提出をお願いしております。）
- ・本通知は、令和4年度の介護保険負担限度額認定証（**緑色**）を交付した方へ一律に送付しています。既に介護保険施設を退所された方、今後ショートステイを利用する予定がない方、既に更新手続きを済まされた方、令和5年度より対象外となる方等は、更新手続きをしていただく必要はありません。
- ・ご不明な点等ございましたら、表面のお問い合わせ先までご連絡ください。